

# 会 議 録

会議の名称	第8期小金井市地域自立支援協議会（2月期・第2回）合同部会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	令和6年2月21日（水）18時00分から19時25分まで
開催場所	小金井市役所 本町暫定庁舎第一会議室
出席者	<p><b>【委員】</b> 〈市役所の会議室での参加〉 吉岡 博之委員(副会長)、石塚 勝敏委員、小根澤 裕子委員、加藤 了教委員、田村 忍委員、畑 佐枝子委員、木下 一美委員、永末 美幸委員、荒井 康善委員</p> <p>〈WEBによる参加〉 田中 麻子委員、猿渡 太育委員、佐々木 由佳委員、鴻丸 恵美子委員 〈欠席〉 加瀬 進委員（会長）、渡邊 誉浩委員、中村 裕子委員、塚口 敏彦委員、高橋 徹委員、佐々木 宣子委員、八木 香委員、宮井 敏晴委員</p> <p><b>【事務局】</b> 福祉保健部自立生活支援課長 福祉保健部自立生活支援課相談支援係長 福祉保健部自立生活支援課障害福祉係長 株式会社名豊担当者 小金井障害者地域自立生活支援センター</p>
会議内容	第8期小金井市地域自立支援協議会（2月期・第2回）合同部会 会議録のとおり

## 第8期小金井市地域自立支援協議会（2月期・第2回）合同部会 会議録

（事務局）

それでは定刻になりましたので始めたいと思います。開会前に事務局から連絡があります。本日もWEBと対面の併用で会議を行います。どうぞ協力をお願い致します。本日は障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の最終案についての協議があるため、計画策定支援業務の受託者も出席しております。事務局からの連絡情報は以上となります。

（副会長）

本来ですと会長が議事を進行することになっていましたが、体調を崩されたとのことですので、私が代理で務めさせていただきたいと思います。本日は部会ではありますが、前回に引き続いて障害者計画等の最終案についての協議と、今期のまとめとなる報告書についての協議が中心ということですので、合同で開催させていただきます。

今期のまとめというのは、自立支援協議会には期があります。その活動内容についての報告書が必要となるので、内容を皆様に確認していただくことになっています。

では、本日の欠席委員等、事務局から報告をお願い致します。

（事務局）

本日は部会ということですので開催に必要な出席者数の要件はありませんが、加瀬会長、高橋委員、佐々木宣子委員、八木委員、宮井委員、中村委員から欠席の連絡をいただいております。WEBでの参加が鴻丸委員、佐々木由加委員、猿渡委員、田中委員、塚口委員となっております。

（副会長）

配付資料の確認をお願い致します。

（事務局）

本日の配付資料についてです。まず1点目が次第。次に資料1 障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（案）（資料編抜粋）。資料2 小金井市地域自立支援協議会第8期（令和4・5年度）報告書（案）。配布物は以上となります。

（副会長）

では次第2、協議事項に進みます。

障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（資料編抜粋）について事務局から説明をお願い致します。

(事務局)

資料1をご覧ください。こちらは障がい福祉分野以外も含む小金井市保健福祉総合計画全体についての資料編の案となります。ページ数については、計画案全体の通しのページとなっておりますので、355ページからスタートしております。

今回ご確認いただきたいのは、障がい福祉分野に関する事で、大きく分けて3点あります。

1点目は356ページ1、計画書を読む上での注意点(2)「障がい」の表記について。

それから2点目は360ページから366ページまで。3、小金井市地域自立支援協議会に関するページ。こちらについては、まず364ページ(2)に委員名簿がございます。

お名前や選出区分等に誤りがないかご確認いただきたいと思います。

それから365ページと366ページの(3)開催経過についての記載です。こちらについては会議録を参考に、主要な部分のみ抜粋しておりますが、何かお気づきの点があればお願いしたいと思います。

それから3点目376ページから387ページまでに7、用語解説があります。

こちらは地域福祉、介護福祉、健康増進分野それぞれについて同時進行で修正作業を行っておりますので、障がい福祉分野以外の用語につきましては、今後、用語の追加や削除も含めまして修正がある可能性がありますので、その点をご了承いただきたいと思います。

また、前回の協議会で資料をお配りしたところですが、その後に事務局で見直した結果、説明を修正したもの、協議会で意見を踏まえて追加した用語、他の分野とのバランスを踏まえて削除した用語等がございますので、その点についてもご了承いただきたいと思います。

前期の計画にはなかった用語、説明内容を変更したものについては赤字で表記しております。ですので、赤字の部分を中心にご確認いただければと思います。事務局からの説明は以上です。

(副会長)

前回の協議会で、計画の中心となる第4章と第5章の確認は終わっております。今回の資料編についての確認が計画に関する最終確認ということになります。

まず1点目は356ページです。「障がい」の表記についての説明文がこれで良いかということ、2点目が364ページの名簿について、名前や選出区分に誤りがないかということ、また365ページと366ページの開催経過について、議事録から抜粋している内容ではありますが、確認していただいてこれはちょっと違うのでは、ということがあれば指摘していただきたいということ。3点目として、赤字で内容量が増えてすごく分かりやすい内容になっているかと思いますが、用語解説の確認です。これらについては他の分野でも同時に確認作業を行っているということと、他の分野とのバランスも考慮した上でのご意見を頂戴できればよろしいかなと思います。

まず、356ページの「障がい」の表記についてです。読み上げます。

「障がい」の表記については、「障害」、「障碍」など様々な議論があるところですが、この

計画においては、法律名などの固有名詞等を除き、原則として「障がい」と表記しています。」この部分については皆様、この説明で特に支障がないということで、よろしいでしょうか。では次に、名簿についてです。氏名と選出区分についてご確認ください。途中で任期の変更や委員の交代があった方たちもいらっしゃいますので、その点についても見ていただければよろしいかなと思います。

次に自立支援協議会の開催経過についてです。

第8期第1回から第24回について記載がされています。23回と24回はこれから開催されますが、一応、このような内容で協議を行うということを見越して書いてあります。今年度は記憶の新しいところで、今年度はこの計画のを中心に行ってきたということが書かれていると思います。事前に読んでいただいていると思いますので、よろしいでしょうか。それでは3点目として用語解説です。

前期の計画にはなかった用語、説明内容を変更したものについては赤字で書いてありますが、分かりやすい説明になっているかどうか。あとは文字が間違っている、ということも含めて確認していただければと思います。

(委員)

376ページの一番下の医療的ケア児の解説のところです。

医療を要するというのは、お薬を飲んでいなくても医療を要することになります。医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律というところに医療的ケア児の定義がありまして、「医療的ケア児とは日常生活及び社会生活を営むために、恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童」と記されています。医療と医療的ケアは違うので、正確に法律の文書を引っ張ってきていただいた方が安全かと思います。

(事務局)

法律から引っ張ってきたつもりではあるのですが、今手元がないので確認しますが、もともと私どもの方で小金井市医療的ケア児コーディネート事業というのと、協議の場ということで連絡協議会の設置要綱があるのですが、そこで「医療的ケア児」という定義をしたときに、このように「人工呼吸器を装着している児童、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童」というふうに定義をしております。その定義を作るときに、法律からそのまま引っ張ったという記憶があるのですが、そちらについてはもう一度確認させていただきます。

(委員)

以前、頂いたものとの表を比較して一読した結果、修正したところ、追加したところとかを含めて詳しくなっているところもあるし、簡略化したのもあると思いますが、分かりやすくなったような気がします。

質問ですが、例えば381ページ。赤字は修正なのか追加なのかは分かりかねますが、文章としては以前いただいたものと変わらないけれども、赤字になっているのはどういう意味があるのか。例えば381ページの食品ロスにしても、自立支援医療にしても、シルバー人材センターにしても、身体活動にしても、生活サポート事業にしても、文章を見ると同じですね。

(事務局)

これは前回配ったものからの修正という意味ではなく、前期の計画からの修正という意味です。

(委員)

ありがとうございます。

(副会長)

他にございますか。

(委員)

前回の協議会の、この用語解説の話の時に、私が「障がい者雇用」についてはどうでしょう」とお話しさせていただいたのが、入っていないのは、これから反映されるのか、それとも入れないというご判断がされたのかをお伺いしたいなと思います。というのは、「一般就労」と「中間的就労」があって、「障がい者雇用」がないのは何故」と私は思ってしまうので、確認でお伺いします。

(事務局)

「障がい者雇用」については、計画の本文に出てくる「障がい者雇用」についての説明というところが、非常にどこから引っ張ってきているかのというのが難しいところがあって、そういった判断で「一般的就労」と「福祉就労」の比較だけを今のところ載せたような形になっております。ですので、もしこの自立支援協議会としてどうしても載せた方がいいというようなご判断があれば、元々、障害者計画というのは障害者基本法の中で協議会の意見を聞いて作るという形になっておりますので、それに従って修正するという形で対応することになると思っております。ですので、本文を読んだ上でどういった説明が一番適切か、載せる、載せないということも含めてご協議いただければと思います。

(副会長)

例えば「障がい者雇用」でも、今、こちらの説明文における「福祉的就労」というのもあれば、「特定雇用」等、色々あるかと思えます。そういうことも含めて用語にした方が良いの

ではないかとか、「福祉的就労」の中でも様々な形態がありますので、そのようなことを自立支援協議会としては障がいのある方のことを中心に決めていくという協議会ですので、その辺のところの意見を頂戴して事務局の方に一任するという形でもいいのかなと思います。皆さんはいかがでしょう。

#### (委員)

先ほど、医療的ケア児についてのお話を聞いていて思ったことですが、もしこれが法律から引っ張ってきたとしたら、このまま載ることになるのかなと思ったことを想像したときに、やはりこの例を挙げることで、必ずしもいいとは限らないと私は思っています。人工呼吸器を装着している児童を想像させてしまうと思っていて、おそらくそういうケア、そういう何かの機器をつけている子たちというのは、見た目からして多くのケアを必要としているだろうっていうのが容易に想像つくと思っています。むしろそういう機器をつけている子たちにすら、ケアが行き届かないのであれば、もう話にならないと私は思っています。

そうすると、その他の子たちのケアはどんどんさらに疎かになるというか、見てもらえないというか、気遣いがさらに減っていくと思っているので、その他のといたしますか、うまく言えないのですが、「そういう人たちだね」って思わせたくないなと思いがあると言いますか、何て言ったらよいのか自分でもよく分からないのですが、そういった言葉遣いについてのイメージがついてない人たちに、イメージを植え付けてしまうことの怖さというのをとても実感して生きてきたものですから、いわゆる「その他の」という子たちをしっかりとフォローしていただける書き方にしてほしいなと思いました。

#### (副会長)

「医療的ケア児」の説明の際に委員もおっしゃっていましたが、ここの大きなところは日常生活とか社会で暮らすために相当の配慮が必要だという部分がやはり大切だと思います。だから先ほどの事務局の方も法律上の用語ということをおっしゃっていたので、その辺を一回引き取って少し考えさせてほしいということだったと思います。

#### (事務局)

先ほどの法律の話ですが、児童福祉法第56条の6で、「地方公共団体は人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児・・・」という形の言い回しをしております、もともと私ども小金井市の医療的ケア児支援のための協議の場というのが児童福祉法に基づいて設置しているところから、本市では医療的ケア児というのをこのように定義しているということがありますので、小金井市の計画ということになると、小金井市で使っている定義をそのまま説明に使うのがいいのかなというのが事務局の考え方です。

(副会長)

小金井市の計画ということでそこに即した説明という、資料編の部分でもあるのでというお話でございます。

(委員)

387ページの「レスパイト」についてです。これは、前いただいたものには「レスパイトケア」とありますが、この前いただいた「レスパイトケア」は前期の解説だったのでしょうか。

(委員)

385ページの上から2段目の「発達障がい」の解説についてです。最後の行に、「症状が通常低年齢において発現するもの」とありますが、仕事がうまくいかないということで、大人になって見つかることも多いです。もしかしたら子供の時に発現しているのかもしれないのですが、就職して初めて気がついたという方が結構多くおり、大人の発達障がいの相談窓口に行く人というのは多いと聞いています。その様な現状を踏まえると発達障がいの解説で、「症状が通常低年齢において発現するもの」という言葉が必要なのか、ちょっと疑問に思います。

(事務局)

法律に載っている文言をそのまま拾った形でして、検索しないとすぐに出てこないのですが、確認してまた説明しますので、協議を続けて頂けますでしょうか。

(副会長)

先ほど委員からご指摘のあった、「障がい者雇用」について協議会としてどうするかということも含めて意見を頂戴できればと思います。

(事務局)

先ほどの「発達障がい」についてです。今般、大人の発達障がい話題になっていることは我々としても認識しておりますが、発達障害者支援法第2条に「発達障害」についての定義がされておりまして、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」というような定義がされているので、こちらについては法律を引用したという形になっております。もう一点補足ですが、先ほどの障がい者雇用という言葉の定義の仕方が難しく断念したところなんですけど、インターネットなどで調べてみても障がい者雇用について様々な解説が出ておりまして、「障害者雇用促進法に基づく算定基準に該当するものを障害者雇用という」との説明だったり、あとは一般枠

と障害者雇用枠というものの枠の話が出ていたりですとか、法律で明確に「障害者雇用」とは、という定義されているものがないという中で、その使い方によっても意味が変わってしまうということから、この計画で使っている障がい者雇用というのはどう説明すればいいかというところがすごく悩んだ結果、単純に障がい者を雇用することだというふうに、一般的に読んでもらうほうがあえて説明をするよりいいのかなというのが私の判断でした。

(委員)

私は就労移行支援員なので、障がい者雇用に毎日のように対応している中で、明らかに一般就労と障がい者雇用というのは分かれている実情があります。障がい者雇用を目的に就労移行に通う。なぜなら、支援員がいないと障がい者雇用枠で雇ってもらえないということが一つの条件になっていたりするので、「一般就労」とか「福祉的就労」とは明らかに立ち位置が異なります。その説明がないと「一般就労」と書いてしまうと「クローズ就労」、要は「障がい者を明かさずに就労する形だ」と認識されることが多い。「障がい者を明かして、なおかつ合理的配慮をいただきながら就労をすることもあるよ」ということを説明しないと、この中で「一般就労」と「福祉的就労」と「中間就労」というワードがあるのに、「障がい者雇用」自体がないということにかなり違和感があります。

(委員)

「障がい者雇用」というのはきちんと施策としてあるのか。

(副会長)

計画の中に「障がい者雇用」という言葉が載っているのかということですか。

(事務局)

計画の中では、「市での障がい者雇用の拡大」ということで、市の職員として障がい者雇用を増やしていきますよという話と、「障がい者雇用の促進」ということで、「障害者就労支援センターが中心となりハローワークと関係機関と連携を取りつつ、障がい者雇用の促進に取り組みます。」といった2つの施策内容が載っているところです。なので、ここで使っているところの「障がい者雇用」というのにふさわしい何か説明があればというところがあります。施策の内容を考えたときに、先ほどおっしゃられたように、「合理的な配慮のもとで雇用することだよ」というような説明があった一方で、「あくまで障害者雇用促進法の算定に、枠に入るのが障害者雇用だよ」というような説明がある。この計画でいうと、最初に言った「市での障がい者雇用の拡大」というのは、まさにその「促進法に基づく算定の枠に収まるものだよ」というようなものだと理解しているのですけれども、一方で、もう一方の施策というのは、障がいのある方に均等に同じく雇用の機会を与えていくということで考えると、先ほどおっしゃられたような合理的な配慮のもとでというような形になっていくという



ところで、それが統一的な説明が非常に難しく感じたというところで、今あえて載せていないところですから、何かうまくまとめていただけるのであれば載せるという選択肢もあるのかなと思っています。

(委員)

確かに障がい者雇用というのは、企業側の制度として、それを国が推進して「最低雇用率を達成しましょう。それによって障がいのある方が働ける場が広がりますよ」というものなので、用語解説するとしたら、それがまずは必要だと思います。「それによって障がいを持ちながら働きたい方は、合理的配慮を受けて安心して働くことができますよ」みたいなものと、それをぎゅっとまとめて解説していただきたい。

(副会長)

用語説明を聞いている中でも非常に難しい内容だと思いますね。

(委員)

他の3つがあって障がい者雇用がないのは、違和感がすごくあります。

(副会長)

この話を受けて、預かりという形にしてもらってもいいですかね。あとちょっと考えたのは、ここの説明の形態を「福祉的就労」ということとちょっと違うかなと思ったりもしましたので。

(委員)

「福祉的就労」はA型とB型の事業所が担うところ。そういうところで、「中間的就労」というのが、「一般就労」と「福祉的就労」の中間ですという説明が一番なんだろうかと、それに障がい者雇用が含まれるのかなという気がします。

(副会長)

その辺の議論も多分、なかなか結論が出ないかもしれないので、事務局の方で預かっていたいて、少し検討してみるというのでよろしいでしょうか。

(副会長)

皆さんの意見を聞くと、「中間的就労」という言葉もいろんな形があるということですので、その辺について載せる方向でよろしいでしょうか。では、載せる方向でということで、よろしく願います。

(委員)

計画の中に「ダイバーシティ」という言葉はないのでしょうか。

(事務局)

「ダイバーシティ」という言葉は本文では使ってないです。

(委員)

「ノーマライゼーション」は使っていますか。

(事務局)

「ノーマライゼーション」の方は、計画の基本的な考え方ということで、基本理念のところ  
で使っている形です。

(委員)

わかりました。

(副会長)

他にいらっしゃいますでしょうか。よろしいですかね。これをもちまして協議会の承認という形で、先ほどの「障がい者雇用」に関しては新たに載せるということで回答いただきましたので、それを含めて承認していただくという形でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願い致します。

(事務局)

今後のスケジュールといたしまして、現在各分野の審議会で最終確認をするところでございます。それが終わった後、今のところの予定ですと、2月29日に地域福祉推進委員会から市長へ答申をする形となっております。それを受けて市として計画策定を最終的に決定するという流れとなっております。そういったことがございますので、先ほど保留になっている「障がい者雇用」の説明につきましては、事務局のほうで整理した上、会長と調整して、間に合えば皆さんにその文言についてメール等で流させていただきたいと思っております。その内容についてどうしても変えたいというのがあれば、2月29日の答申に間に合うまでの期日を設定した上で流しますので、それで承認という形をとらせていただきたいと思います。3月6日に全体会の開催を予定しておりますので、その時点では完成版の報告ができるのかなと思っておりますけれども、冊子の納品にはまだ間に合わないかなと思っておりますので、ホームページ上で公開して公開先をお伝えするというような形になろうかと思っております。

冊子につきましては、後日4月になってからになってしまうかもしれませんが、改めて配布させていただきたいと思います。

(名豊)

私の方から補足させていただきます。冊子については、300から350ページくらいの全ての計画が一冊になるものになります。こちらについては、また合理的配慮というか、アクセシビリティの関係も含めて音声コードが入る予定になっております。スマートフォンをかざして読み取っていただくと音声が出るような形になっております。確定次第、弊社のほうで速やかに作成しておきますのでそちらも楽しみに待っていただければと思います。

(副会長)

協議事項2、小金井市地域自立支援協議会第8期(令和4・5年度)報告書(案)について事務局から説明をお願い致します。

(事務局)

それでは資料2をご覧ください。まず表紙と裏表紙のイラストにつきましては、田中委員に作成を依頼しているところでございます。田中委員におかれましては、ご協力をありがとうございます。

内容について簡単に説明いたします。まず1ページ。こちらの目的につきましてはこの報告書を作成する目的を記載したものになっております。

続いて2の協議事項、こちらにつきましては、今期については(4)の計画の策定に関することが中心だったかと思いますが、その他も含めまして、設置要綱について内容をそのまま記載したものとなっております。

続いて2ページ。3の組織図につきましては、事務局による運営も含めまして、全体会の下に各専門部会があること、それから会長が指名した委員により差別解消委員会が設置されているということを図に示したものになります。

次に3ページから9ページまで。こちらについては全体会と各専門部会、合同部会について、それぞれ協議内容等を記載したものとなっております。なお、こちらにつきましては、資料を配布後に3点修正をしておりますのでお伝えさせていただきます。まず、1点目が3ページ、全体会の2行目、主な協議内容の開催日が8月10日の(2)のイについて、2行目の頭の部分を一文字下げる形に修正しております。デザインの「ザ」というところがちょっと一つ前に出ているので、これを引っ込めた形になっています。2点目が7ページ。②の生涯発達支援部会。こちらの4行目の開催日「1月11日」というところが「令和5年」と頭が揃ってしまっているところを一文字下げる形で修正しております。8ページの③の社会参加就労支援部会についても同様の修正をしております。3点目が9ページ。(3)部会(合同開催)、こちらの3行目になります。「1月10日」とあるのですが、年が変わっておりますので、「1

月10日」の上に「令和6年」というものを追記しております。配布後の修正については、以上となります。

続いて10ページ。5、第8期の実績。こちらにつきましては、今期2年間の主な実績を記載したものとなっております。

それから10ページから11ページにかけての6、第9期への引き継ぎ事項。こちらにつきましては、今期については計画策定が中心で、前期からの引き継ぎ事項についての表示が十分にできていなかったというような状況がございます。従いまして、前期からの引き継ぎ事項をそのまま引き継ぐ形で掲載しております。ただそれに加えて、黄色に網掛けしているもの。こちらにつきましては、さらに今期の協議の中で新たに出てきた課題として追加したものとなっております。

最後12ページ。こちらは委員名簿となっております。

それから13ページから15ページまでは設置要綱を記載したものとなっております。

本日の協議におきましては、特に10ページと11ページに記載の第8期の実績、それから第9期への引き継ぎ事項を中心にご意見をいただければと思います。説明は以上です。

(副会長)

報告書として中心的な内容は10ページから11ページにかけて、今期の実績と次期への引き継ぎ事項だと思いますので、ここを中心に少し議論というか確認をしていただいて、誤字脱字を含めて気になる点があれば意見を頂戴したいと思います。

(委員)

10ページ6の第9期への引き継ぎ事項の(2)部会の「地域生活支援拠点事業の見直しの検討」という項目についてなんですが、これは部会じゃなくて、全体会でやった方がいいんじゃないかなと思う内容だと私は思っているのですが、部会に入っているのは何でだろうということをおもっております。

(事務局)

こちらですね。第7期から第8期への引き継ぎ事項そのまま記載しているのですが、その時点ではまだ地域生活拠点等事業というのが、まだ整備を始めたばかりのタイミングで、相談支援部会の方で主に協議していた経過があったかと思いますが、それを引き継いでということになります。ただ一方で委員がおっしゃるとおり、整備ができた時点でいうと自立支援協議会の方で整備状況についても検証を行うというのが、福祉計画でも活動指標にも掲げておりますので、そういう意味では全体会の方に移してもいいのかなというのは、おっしゃるとおりだと思います。

(副会長)

引き継ぎ事項の中で、いろいろ体制構築とかということで、やはり地域のことにに関して中心に行くという内容になっているなという印象を持ちます。

(事務局)

10ページが一番下のところ、「インクルーシブ教育の推進に向けた課題についての検討」というのを、これが前回だったか前々回だったかインクルーシブ教育についてどうするかになった時に検討事項として残すしかないかなというような会長の言葉があったのかなと思っております、それを参考に載せたものではあるんですけども、これの載せ方として、こういう形でよろしいかというところ、後にまた別の問題が出てくる可能性もありますので、そこはご意見をいただきたいと思っております。

(委員)

確かに実は私もどうだろうと思いながら読んでいたんですけども。インクルーシブ教育の推進というところについて記述があるわけですよ。そのところについては大丈夫だと思うんですけど、さっきの「インクルーシブ教育」の用語解説のところにもつながるんですけど、「インクルーシブ教育」というものの定義って、なかなか明確に難しく、「インクルーシブ教育システムとは」というような表現になっていたと思うんですけども、そうなるときに推進に向けた課題というところなので、「インクルーシブ教育という言葉とかそういうものについても検討していきましょう」というのがこの間出たのかなと思ってるんですね。なので、「インクルーシブ教育の推進に向けて、言葉とか方法だとか、そういうものを含めた上でこの課題について検討していきましょう」というふうに捉えて、そう捉えればいいかなという感じだったんですね。その辺が皆さんどう感じられたかなというのをお聞きしたいなと思いました。以上です。

(副会長)

今、委員がおっしゃっていただいた内容についてご意見があれば頂戴したいなと思います。

(部会長)

今、委員からご説明いただいたというところで、そのとおりだなと思っております。議事録の方に明確に何らかの形を残してですね、「この意味はそういうことだよ」というふうなことをしっかり伝えていくということで、これをそのまま採用させていただければいいのかなと思います。

(副会長)

はいありがとうございます。

(事務局)

他にも確認していただきたいところがあります。私自身は部会というと生涯発達支援部会の方に参加しておりましたので、相談支援部会、それから社会参加・就労支援部会については議事録等から拾って書いた部分もございます。といったところで、特に11ページの社会参加・就労支援部会のところ、こちらは「工賃向上に向けた方策の検討」というところが障害者計画が中心の中においても、専門部会の議事録にちょっと目立った形に載っていたので拾わせていただいたということ。「障がいのある人とない人が自然に交流できる環境の整備」というところは、障害者計画の課題を整理しているときに協議会の中で出てきたなというふうに記憶しておりましたので、書いたところですよ。というのがありますので、社会参加・就労支援部会の部会の委員の方から、もしこれについて何かご意見があればいただいております。

(委員)

前年度に関しては工賃向上に向けた話とかは部会でも熱くみんな語り合ってきたかなと思うんですが、一昨年の障害者週間ときにこの工賃の話が当事者のご家族から出たのがあって、部会で話が盛り上がったんですよ。

でもやっぱり工賃を上げるために施設B型さんだったりとかは、すごく支援もしなければいけないのに営業もしなければいけないとか、もともと支援員なのに営業スキルなんてないよねってということとか、いろんな人的問題が大きいから、結局は市の助けが必要だねって着地したような覚えがあります。

ここはやはり、工賃向上に向けた方策の検討というのは引き続き大事な議論だとは思いますが、なかなかこの部会だけでは本当に答えは出せないところがあるので、市との協議をして何かしらを出していくという意味では、次年度の全体会でも議論されるのではないかなとは思っているところがございます。以上です。

(副会長)

今工賃の向上の話がありました。確かにB型の来年度からの報酬改定によって、工賃の額で報酬の単価が変わってくるという、余計シビアになってきたのと、あとはB型事業所等でも配置職員によって、やはり手厚くしているかどうかとかですね。その手厚くというのが利用者支援というよりは就労に向けてのステップアップの人数配置なのかというところで、いろいろ細かくなっていることは確かなんですよ。

だから、そういうことを含めてやはり社会参加就労支援部会ではそういうことをいろいろ議論していただいて、先ほどご意見があったように、本当に支援なのに営業は厳しいので、じゃあ、その営業になる何か仕組みを作れないかとかですね。そういうことを皆さんで協議できればいいのかなというのはすごく思います。

あとはこの障がいのある人とない人が自然に交流できる環境の整備というところでは、個

人的には早く福祉会館ができないかなとかすごく思っています。

(委員)

障がいのある人とない人が自然に交流できる環境の整備というところで、1つは、私たちが議論したのが、障害者週間のあり方。全体会でも一度やったと思うんですけども、そこはやっぱりこの次年度についてもう既に決まっている中でしか障害者週間が実施できないので、やり方を大きく変えていくというのが難しいんですよ、という話に着地しちゃうので、そうすると障害者週間の実行委員というのはもう決まった枠で、単純にイベント何やるか誰呼ぶかというのを決めるしかない役割で、何の工夫もできない。なのでそれこそ障害者週間と言っちゃうと身内しかこないでしょ、というのはいつまでたっても悩みどころなので、そうじゃなくて、本当に市の街全体で地域で盛り上がるためにすることを全体会で話せば、もしかしたら市のほうが横のつながりで何かしらの改革が起きればいいなって私は単純に思っています。そういう話を就労支援、社会参加の中でももちろんやるし、全体会でも市のほうに意見を上げるという役割はあるのかなと思います。

(事務局)

障害者週間については全体会の方でも障害者週間イベントとの連携についての検討という形でやっているところです。こちらは計画策定のときにも障害者週間は大事だよ、という話が出ていたかなと思っているので、これを引き継ぎそのままではありますけれども、残した形にしております。

(副会長)

それぞれ部会の方も、引き継ぎ等の内容についてどうでしょうか。何か他に意見等がございますでしょうか。大体ですね、この大まかに実績とあとは次期につなげていくことの内容については確認いただいたということで、よろしいでしょうか。

ではですね。今まで出していただいた意見を踏まえて、事務局の方で報告書の最終版を作成していただいて、次回の全体会で確認するという形で進めていきたいなと思います。よろしくお願いたします。

(事務局)

事務局から確認ですけども、まず相談支援部会の方に入っている地域生活拠点のお話をまず全体会に移すということと、社会参加就労支援部会の工賃向上に向けた方策の検討というの併せて全体会に移すという形で修正させていただきます。

(副会長)

それではそのような形でよろしくお願いたします。では、協議事項の3に移りたいと思います。

次第にありますのはその他となっておりますが、その他事務局から何かございますでしょうか。

(事務局)

事務局で用意したものは特にございません。

(副会長)

委員の皆様からは何かありますか。では無いようでございますので、これで協議のほうは終了させていただきまして、最後に次回の開催日程について事務局からお願いいたします。

(事務局)

次回の開催日程についてです。次回は令和6年3月6日水曜日午後5時から市役所第2庁舎801会議室にて開催いたします。本日は時間と場所が異なりますのでご注意ください。協議内容としては先ほど読んでいただいた第8期の報告書の最終確認が中心となりますが、その他に国の定める基準によります日中サービス支援型共同生活援助事業の評価というもの、現行の福祉計画に基づきます地域生活支援拠点等事業の整備状況についての評価というものを行う予定となっております。次回の予定については以上です。

(副会長)

はい、次回の開催等の説明がありましたが、何か質問等はありませんか。では、これで本日の自立支援協議会合同部会を終了させていただきたいと思えます。遅い時間からの開催でしたが、皆様のいろいろな意見ありがとうございました。ではまた次回よろしく願いいたします。